教育勅語の徳目「忠孝」をめぐる教育史的流布説の再考察

長江弘晃

はじめに

教育勅語を巡っては今以て、肯定と否定の評価が対立しているが、[1] 教育勅語にみられる徳目は、儒教的視野から理解される場合がある。また起草者の学問的立場から国学、漢学、洋学の近代日本における三学調和の象徴的成果であるという見解も無くはない。この三学の鬩ぎ合いの過程については幾つかの先行研究が既にあるが、「仁義忠孝」という中核的徳目を中心に、「水戸学」からその影響もあるという点も参酌し、その鬩ぎ合いの構造とその過程について既成事実と定立見解に関する流布説に従い再考察を試みたいと思う。

さて近代日本の始まりにおいて、文明開化の推進のため欧米風の文物受容が急がれたが、殊に道徳教育に関しては、西欧文明のキリスト教に基づく道徳教育を適用することはできず、さりとてわが国の伝統的道徳観の儒教や仏教も新政府の打ち出した理念に照合すれば適応は不可能であり、したがって新規な内容の道徳教育の開始が望まれた。そのため、歴史に散見できるわが国の道徳的事跡に基づき、天皇のご認証を経た形式で、学問傾向の異なる者も納得する、伝統儒教とは異質であることを感得させる教育勅語が渙発された。

一　徳育確定過程における諸問題

明治期の日本においは、明治五年八月の学校教育に関し、最初の西欧を模倣した「学制」頒布の後に近代教育の全国的な普及活動が開始され、その後数年間に全国で二万校以上の小学校の整備があり、約四割の就学達成率をみた。なお「学制」は政府が定めた学校制度や教員養成に関しての画期的な基本規定であった。実際に当該規定が作動したの

は、明治六年の学区が定まってからである。明治五年の太政官布告「被仰出書」において、国民すべてが、各自において立身、財産収納、商売繁盛に尽力することが教育目的であり、したがって国民すべてに教育を授け、世に役立つ学問を学ぶこと等の皆民教育が記されていた。

よって国民のすべてが初等教育を就学する事とし、翌九月に「小学教則」が制定され、江戸期の寺子屋での教科書「四書五経」や「往来物」を廃絶し、文明開化に役立つ啓蒙家の著書・訳書を採択し、さらに教育方法も改正され、寺子屋における個別教育から等級別の一斉教育に改変され、今日のような授業形態の実施が始まった。換言すれば、合理主義的思想に裏付けられた教育刷新を勢力的に意図した内容であった。しかし、とりわけ倫理教育に関しては、一般的な表現では保守と革新、当時としては幕末期に開化した国体の自覚に基づく尚古主義的思想と、当面の緊急課題である欧米水準に追いつくための文明開化を目途とした急進主義思想という、まさにその時代の対立見解が徐々に露呈し始めていた。

当時の急迫した教育問題は、教育界の欧米化とそれを嫌悪する国体護持との両方向の相違対立があった。「学制」頒布当時は未だ教科書の編纂整備がなく、民間出版の欧米の啓蒙書や翻訳書を使用した。「小学教則」の標準教科書の中で倫理教育に関するものは、『童蒙をしへ草』[2]（チャンブル著、福沢諭吉訳、明治五年刊（下等小学第八―七級修身口授標準教科書。原著は英国人チェンバース［Robert Chambers：The Moral Class-Book）で、代表的翻訳道徳書と呼ばれていた。他に『泰西勧善訓蒙』[3]（箕作麟祥訳、ボンヌ著、明治四年刊下等小学第六級修身口授標準教科書。原著はフランス人ボンヌとされているが、原本未詳）もある。当時は、下等小学（半年毎に下級の八級から上級の一級まで四年間）と上等小学（同四年間）の八年制の小学校であった。開明派の文教官僚による指導によって実現した、小学校の標準となる英仏の翻訳教科書の教育現場での採用が、そうした対立を弥が上にも浮上させた。

そのように、わが国近代の倫理教育の開始時において、伝統的な修身を眼目とする教育の持続と併せて西欧の道徳翻訳教科書への反発という、まさに教育界の尊王攘夷が展開され始めていた。これに対し教育界の尊王開国に類似していたのが、当時の帝国主義的な弱肉強食の世界にあって、わが国の存続発展を欧米化のみを唯一の手段とし、その実現を図った尊皇意識も高い文教官僚による、半ば強引とも いえる米国自由主義に則した学校関連法令の公布であった。公布理由としては、学制が余りにも理想が高く、当時のわが国の現状にそぐわなかった事である。主な改正点は人口

単位の学校設置からそれを町村単位に改め、児童の学令年令を六歳から十四歳の八ケ年から、地方土地の実情を鑑みて四ケ年に短縮できるとする緩和策であった。授業課目は読書・習字・算術・地理・歴史・修身の六教科の必修、唱歌・体操・物理を任意課目とし、読み書き算盤の伝統庶民教育を継続し、我が国の地理的環境や誇りある歴史を知り、わが身の分限理解を理解させる内容であった。（教育令第三条）そのような教育改革の法規が明治十二年の「教育令」の公布であった。教育界の倫理教育を巡る攘夷派と開国派との出現と対立は、この「教育令」の公布を契機とし徐々に鮮明となって行くのである。

少しく教育令の内容に触れたい。教育令は全四七条より成り、学制と異なり小学校教育のみの内容規定であった。よって教育行政の一般行政への統合、督学局、学区取締の廃止しに伴う学務委員の設置という教育の国家管理の原則は貫徹されていたものの、地方の実情尊重、公立小学校の設立、私立小学校の設立、巡回教員制の容認、小学校の修学年限に関して、正規八ケ年を四ケ年に短縮、実際の就学義務は四ケ年の内十六ケ月以上に緩和という、まさに自由化の法令であった。結果的には地方の小学校教育の衰退が始まった。

教育令の意図するところは、「学制」実施に伴った地方民衆の経済的負担の増加、先に述べたような翻訳教科書による教科内容が、民衆の実生活と分離していた事の露呈、地方財政の軽視の学校創建等の数々の弊害是正にあった。そこで地方・民衆の実情重視を目途とし、文部省の中央集権的な教育政策を改正し、各地方当局に教育行政の権限を大幅に譲渡する方向で改正を進めることが決定された。

そこで、当時の開明派官僚である文部大輔田中不二麻呂を中心に、当該委員会を設けて新学校法令の起草が開始された。田中は明治五年に遣外使節岩倉大使一行の理事官として欧米視察を行い、米国独立百年記念博覧会の開催の折に再度渡米し、米国内各州の教育制度を視察し、その地方分権主義を学び米国教育の印象を新たにした。教育令の案文は田中が学んだその分権主義を参酌し、文部省学監ダビット・モルレー[4]の意見も併せて斟酌して作成へこぎ付けたものであり、さらに案文の上奏の後に、当時の参議兼工部卿でありなお且つ法制局長官の伊藤博文が、この案文を修正して成案となり明治十二年九月二九日太政官布告第四〇号公布となった。なお、「教育令」はその後、明治十三年十二月、文部卿河野敏鎌の手により再度、学校教育の国家管理を強化する方向に改正されたが、太政官廃止、内閣制度制定の翌年明治十九年に、初代文部大臣森有礼が制定した「小学校令」の結果、およそ足掛け七年実施された

「教育令」は廃止された。

前述したように、田中の地方分権主義を基盤内容とした「教育令」は、一般には「米国式教育令」と呼称され、その内容は以下に見られるような自由放任性を特色としているが、それが問題であるとの非難が当時からあった。

第17条　学校ニ入ラント雖モ、別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

第18条　学校ヲ設置スルノ資力ニ乏シキ地方ニ於テハ教育巡回ノ方法ヲ設ケテ児童ヲ教授セシムルコトヲ得ヘシ

第37条　教育ハ男女ノ別ナク年齢18年以上タルヘシ

第46条　凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス

必ずしも学校内教育でなくても、教員巡回または家庭教師でも普通教育は可能であり、男女平等に教育を受け、体罰禁止という児童優先の温和な教育の実行が掲げられている。

ところで当時は、わが国の政体の在り方に関し、英米の議会主義かフランスの共和主義かという対立が表面化し、共和主義の自由民権の思想を民間に広めんとする自由民権運動の火種が広がりつつあった。征韓論[5]で敗れ下野した副島種臣、江藤新平、後藤象二郎、板垣退助等が、その運動の中核となった。彼らは「教育令」の自由放任性に関しては特に反対はなく、分権主義教育や自由教育を基調とする内容は、むしろ歓迎していたと推定できる。未だ藩閥意識から抜け出せなかった彼らの関心は、むしろ政体論を利用し自らの藩閥勢力の拡大にあったために、教育問題に特に触れる機会がなかったと推察できる。

では「教育令」に断固反対した者たちは、国学者、漢学者に多く見られた。とりわけ天皇側近の佐々木高行[6]、吉井友実[7]、元田永孚[8]等侍講たちは、教育令の審議段階からその内容に不満を強め、この問題で深く憂慮した吉井は矢も盾もたまらず佐々木に次のような書簡を送った。彼らは本来の維新の主眼理念であった天皇親政が、新政府誕生後に徐々に形骸化されていた事態に深く憂慮し、親政の名実化と実効性を求め藩閥政府に鋭く対峙していた。

教育令一条佐野へ引合ノ旨モコレアリ候間、夫形ニモ致シ置キ難キ訳ニ付、明日　聖上並両大臣ヘモ御一同建言致シタク御査問コレナク候ハバ御参朝下サルベク候、御前ハ外ノ御用モコレアリ候間、十二時前後ニ致シタク存ジ候

此段、貴意ヲ得候也　　六月二十五日　　吉井友実

佐々木殿[9]

この書簡は、「教育令」の運用の放任は必ずや後顧の憂いを生ずるので、側近一同打ち揃い、天皇並びに両大臣へ建言せんとする呼びかけである。元老院議官佐野常民[10]及び文部大書記官九鬼隆一[11]等も、同様な「教育令」に対する危惧の念を懐いていた。側近以外にも「教育令が学制の精神をすてて自由放任にかたむき、修身道徳をないがしろにする空気が文部首脳につよく、かつ自由民権的な議論が元老院を掩ってきたのを憂い」[12]た文部官僚も存在していたのである。文部省は必ずしも一枚岩ではなかったのである。

二　徳育の中核を「忠孝」に確定する諸問題

折しもすでに維新後の教育が個人主義的な知識才芸のみに傾斜し、修身道徳が西欧思想に準拠していたことに慨嘆した元田永孚は、わが国固有の道徳を基本とする教育観を再構築することを決意し、明治天皇の叡旨を拝受して『教学聖旨』[13]を起草した。天皇は、明治十一年八月頃に奉呈されたその『教学聖旨』をもって、人民教育の基本方針となされ、文部・内務両卿並びに政府筋の要人達に以下のような聖旨を下された。

教学ノ要仁義忠孝ヲ明カニシテ智識才藝ヲ究メ以テ人道ヲ盡スハ我祖訓國典ノ大旨上下一般ノ教トスル所ナリ然ルニ輓近専ラ智識才藝ノミヲ尚トヒ文明開化ノ末ニ馳セ品行ヲ破り風俗ヲ傷フ者少ナカラス然ル所以ノ者ハ維新ノ始首トシテ陋習ヲ破り知識ヲ世界ニ廣ムルノ卓見ヲ以テ一時西洋ノ所長ヲ取り日新ノ效ヲ奏スト難トモ其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ徒ニ洋風是競フニ於テハ將來ノ恐ルル所終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス是我邦教学ノ本意ニ非サル也故ニ自今以往祖宗ノ訓典ニ基ヅキ専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ道徳ノ学ハ孔子ヲ主トシテ人々誠實品行ヲ尚トヒ然ル上各科ノ学ハ其才器ニ隨テ益々畏長シ道徳才藝本末全備シテ大中至正ノ赦学天下ニ布満セシメハ我邦獨立ノ精神ニ於テ宇内ニ恥ルコト無カル可シ

とあり、続いて同聖旨中の「小学条目二件」に於いては、

一　仁義忠孝ノ心ハ人皆之有り然トモ其幼少ノ始ニ其脳髄ニ感覚セシメテ培養スルニ非レハ他ノ物事已ニ耳ニ入り先入主トナル時ハ後奈何トモ爲ス可カラス故ニ當世小学校ニ給圖ノ設ケアルニ準シ古今ノ忠臣義士孝子節婦ノ畫像・寫眞ヲ掲ケ幼年生人校ノ始ニ先ツ此畫像ヲ示シ其行事ノ概略ヲ説諭シ忠孝ノ大義ヲ第一ニ脳髄ニ感覚セシメンコトヲ要ス然ル後ニ諸物ノ名状ヲ知ラシムレハ後來思孝ノ性ニ養成シ博物ノ挙ニ於テ本末ヲ誤ルコト無カルヘシ

一　去秋各縣ノ季校ヲ巡覧シ親シク生徒ノ藝業ヲ験ス

ルニ或ハ農商ノ子弟ニシテ其説ク所多クハ高尚ノ空論ノミ甚キニ至テハ善ク洋語ヲ言フト雖トモ之ヲ邦語ニ譯スルコト能ハス此輩他日業卒り家ニ帰ルトモ再タヒ本業ニ就キ難ク又高尚ノ空論ニテハ官ト爲ルモ無用ナル可シ加之其博聞ニ誇り長上ヲ侮リ縣官ノ妨害トナルモノ少ナカラサルヘシ是皆教学ノ其道ヲ得サルノ弊害ナリ故ニ農商ニハ農商ノ学科ヲ設ケ高尚ニ馳セス實地ニ基ツキ他日学成ル時ハ其本業ニ帰リテ益々其業ヲ盛大ニスルノ教則アランコトヲ欲ス

と記されている。右の聖旨の要点は、まさに教学の基本が「仁義忠孝」の徳育の実施を強く迫るものであったといえる。ところで、明治天皇は明治十一年八月から三カ月にわたり、東山・北陸・東海道方面へ御巡幸なされ、この折の教育状況の視察に基づき、仁義忠孝の修身・道徳の重要性を御認識なされ、その強化実現のための具体的準備が、侍講元田によって開始され、翌明治十二年の夏以降に『幼学綱要』の編纂が始まり、併せて文部省も欧米風の教育方針に修正が加え、仁義忠孝の心を培養する年少者向けの教材作りを組織的に始めた。ただしこの『教学聖旨』は政府部内の人間関係に影響しその軋轢に絡む徳育論争を惹起せしめ、その動きが後の「教育勅語」渙発へと連繋して行く。

ところで、聖旨の教育方針に対し、内務卿伊藤博文は、翌年の明治十二年『教育議』を奉呈し、教育方針として「仁義忠孝」の道を樹立することは、旧来の陋習に遡る危険が潜むと主張し、次のように維新の精神の自覚を呼び戻すべく、自らの懸念を申述べた。

維新ノ初、廟堂遠ク観深ク慮リ陋ヲ洗ヒ頑ヲ破ル、其難キコト蟠根ヲ析クカ如シ、全力ノ致ス所僅カニ成著ヲ期ス、今或ハ末弊ヲ救フニ急ニシテ、従テ大政ノ前轍ヲ変更シ、更ニ旧時ノ陋習ヲ回護スルカ如キコトアラハ、甚タ宏遠ノ大計非サルナリ。

伊藤の『教育議』に対して、元田は天皇の内旨を拝受し同年に『教育議附議』14）を上程し、伊藤批判を展開し、次のように自らの見解を奏上した。

本朝瓊々杵尊以降、欽明天皇以前ニ至リ、其天祖ヲ敬スルノ誠心凝結シ、加フルニ儒教ヲ以テシ、祭政教学一致、仁義忠孝上下ニアラサルハ、歴史上歴々証スヘキヲ見レハ、今日ノ国教他ナシ、亦其古ニ復セン而已

この元田の提案した徳育の国教方針は、復古調の内容そのものであるが、維新以降の西欧風の徳育の様式を、大幅に改正する動機を為すことになり、祖宗の訓典への再評価の機運を発生させ、西欧風教育の見直しを勧告する結果をもたらした。

そのような機運の昂進の中で、明治十三年二月、福岡文

部卿は「教育令」を改正し「小学校教則綱領」を定め、翌十四年六月に「小学校教員心得」を布達した。いずれも尊皇愛国に連なる忠孝五倫の復古主義を鼓舞する目的の内容が指示された。即ち、

教員タル者ハ殊ニ道徳ノ教育ニ力ヲ用ヒ生徒ヲシテ皇室ニ忠ニシテ国家ヲ愛シ父母ニ孝ニシテ長上ヲ敬シ朋友ニ信ニシテ卑幼ヲ慈ミ及自己ヲ重ンズル等凡テ人倫ノ大道ニ通暁セシメ云々、

とあり、後の『教育勅語』の徳目に一部類似した表現が提示され、教員心得のこの徳目内容は、『教育勅語』においては教授される側にも要求されるようになるのである。

『幼学綱要』は右の布達の後に完成し、それに伴い翌十五年二月に「幼学綱要頒布の勅諭」の全国小学校への下賜があった。この勅諭によれば、

彝倫道徳ハ教育ノ主本、我朝支那ノ専ラ崇高スル所、欧米外国モ亦修身ノ学アリト雖モ、之ヲ本朝ニ採用スル未ダ其要ヲ得ズ、……（中略）……年少就学最モ当ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスベシ云々

とあり、これによって十五年以降の教学の基本方針が確定することとなった。一見すれば単なる儒教主義の復活と思われるが、伊藤と元田との徳育論争という時間的経過を経て、再度にわたり天皇制を強固に意識し近代日本の富国強兵を目途にした、忠孝を根幹とした仁義の精神を謳うまさに国家主義的見地から止揚された儒教風表現となっており、わが国伝統徳育の近代における再生復活であったと考えられる。即ち単に換骨奪胎した徳目が掲示されたのでもなく、安易な漢学復興でもないという認識を新たにすべきではなかろうか。

三　教育勅語の忠孝に関する諸解釈

前節において、年少者の教育方針は「仁義忠孝」の主義で確定された過程を辿ってみた。確かに文字の側面から言えば、儒教の徳目であり、維新後の文明開化の阻害要因としての儒教への非難は沈下されたかのように思える。一時の熱病のように儒教は目の敵にされ、啓蒙家達によって儒教はかなりの打撃を受けた。中国文化を捨象して欧米文化を選択することが文明開化、殖産興業、富国強兵への短兵急な道筋・進路であったことは否めない事実であり、維新の盛隆の世論を形成した。極端にアジアと相違する欧米文明・文化の受容に官僚たちは全面協力し、いつの日かは欧米に肩を並べる日の来る希望を、朝令暮改の制度改革で打ち出そうとした。

明治維新の五カ条の御誓文に見られる「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」の具現化として、政府は急速に

欧米の科学工芸や人文、社会思想等を受容する指導を強化した。欧米の科学知、技術知、理論知、実践知を取捨選択する暇もなく、先ずは全面的輸入を急いだのであった。急激な欧米的新知の情報受信において、まさに明治初旬、それらの情報過多の現象が発生した。未来の日本の発展における推進力は、欧米文物の知識・教養を不可欠とする、という主張が惹起したのである。その間に漢学そのものは表面的には衰退の一途を辿った。しかし、時の政治家、軍人、学者、新聞記者達は、幕末期の詩文、即ち憂国悲憤の志士の愛国詩や論策文の類を拝読しながら、彼ら自身の国学・漢学的教養を培って、なおその上に洋学的素養を累積していたのであり、彼らの内面には伝統的なわが国の漢学・国学的素養が厳然と潜在していたことを等閑視はできないのである。事実、政策的な欧米文明の受容とは裏腹に、巷間における漢学それ自体はすべての生命を喪失していなかったのである。(14)

また漢詩文創作の基礎教養を十分備えた、当時の知識人は、実に徳育問題における忠孝彝倫の教えの主張に注目し、徳育の論争に対し厳然とにらみを利かしながら、その主張の強固な支援層になりつつあったと推察できる。彼らはおそらく西欧偏重の風潮を快く思わず、秘めたる批判を内蔵し反論の機会を「忠孝彝倫」の徳目復活として待ち望んでいたのであろう。彼らの真の望みは徳育が伝統的な漢学方式で行う、ということであったと思われる。その代表的な意見は西村茂樹に見出される。明治十九年十二月、西村茂樹泊翁は三日間東京・一ツ橋外の大学講義室に公衆を集めて演説し、当時の西欧偏重の人心を戒めた。翌二十年春、演説の草稿を印行して『日本道徳論』と名づけ、大臣以下諸知人に贈与した。文部大臣森有礼はこれを読んで大いに賛成の意を示したが、総理大臣伊藤博文は、維新の新政を誹謗するものとして怒りを示し、文部大臣を詰責したと云われている。森は秘書官をして新政に害あると思われる条々を摘出せしめ、泊翁に改刪を強く求めた。泊翁はむしろ絶版とするほうを選んだが、偽板をつくって売る者がいたので、篇中の文言・文字を改めて公刊した。これが『日本道徳論』第二版である。しかし、第一版からの「皇室の尊栄を増し国民の幸福を長ぜんことは、道徳を棄（す）て、は他に求むべき者なかるべし」という信念は残存し、その精神に基づく国民道徳論であったことは変わりない。伯翁の忠孝を核とした徳育論は以下の通りである。

士族以上の民は祖先以来数代の間儒学の薫陶を受け、之に加ふるに、本邦一種固有の武道と云う者ありて、能く人心を鍛錬し以て護国の職を尽さしむるに足るべきの力量を有せり。王政維新国教とも称すべき儒道は

大に其勢力を失ひ、武道の如きは今日復た之を言う者なきに至れり。然れども現今四十才以上の士族には猶ほ旧時の教育を受けた者あり、然らざるも、祖先の遺伝を以て人倫五常の道、又は忠孝愛国の教を肝に銘じて忘れざる者少なからず。(15)

維新を推進した知識人の漢詩文の教養は、実に徳育問題における忠孝彝倫の教えの主張の背景に厳然と存在し、その主張を強固に支持する層を形成しつつあった。わが国で最初の教育勅語の衍義書である井上哲次郎の『勅語衍義』は、元来は学校教育で使用される予定であったが、不許可となり私家版として明治二十四年九月に世に出ることとなった。

その前年の九月、教育勅語が渙発された時の文部大臣芳川顕正は、世の碩学の士に教育勅語の解説書を書かせ、これを検定教科書とし現場教育での参考にする予定であった。そこで芳川は教育勅語の渙発後に帝国大学文科大学教授である井上哲次郎に解説書の執筆を依頼した。それは『勅語衍義』としてまとめられ、明治二十四年四月芳川は上奏したが、明治天皇は修正を希望なされ、さらに井上毅と熟議しての再修正をせよと仰せられた。結局は同年五月の芳川の手による同書を井上哲次郎の私著として出版することの上奏を経た後に、同年九月、『勅語衍義』の題目で初版発行となった。さらに明治二十六年七月文部大臣井上毅は『勅語衍義』を小学校修身書としては検定不許とし、以降、民間で数多くの教育勅語の解説書が出版されたが、いずれも正課の修身書に加えられることはなかった。(16)

井上毅は、これより前に総理大臣山縣有朋に教育勅語の草案作成に関する七つの原則を提出し、「一　君主は臣民の心の自由に干渉しない。二　敬天尊神などの語を避ける。三　哲学理論は反対論を呼ぶので避ける。四　政事上の臭味を避ける。五　漢学の口吻と洋学の気習とも吐露しない。六　君主の訓戒は汪々として大海の水の如く。七　ある宗旨が喜んだり、ある宗旨が怒ったりしないもの。」という項目を作成基準にすべきことを訴えた。したがって元老院議官中村正直の草案を「二」に該当するとして批判し、後世の議論噴出と恣意的解釈の増大を見越し、理論介入の余地のない日本固有の史実に依拠する内容を期待していたように思われる。ところで、井上哲次郎の徳育の中核を述べた以下の一文は、後の教育勅語の解説書群の典型となる価値を有していたのであろうか。それは解説基準として、近代におけるわが国の教育の目的を西欧偏重の徳育の弊害から回避させる指示を意味するものでもあったのであろうか。そこには「忠孝」の非歴史的な近代的解釈が開陳され、その徳目が不変・普遍であるかのように以下のように記述さ

れている。実はその点が検定不許となったのである。つまり井上毅はあくまで日本の固有性を基準にし、自らの姿勢を貫いていたのである。

如何ナル国ニアリテモ、其国ガ文化ニ進メル以上ハ東西ノ別ナク、中外ノ差ナク、総ベテ同様ノ事情ヲ有スルモノナリ。即チ孝悌忠信ノ如キハ、如何ナル国ニアリテモ、同ジク称揚スベキ徳義ニシテ、独リ我邦ニ限ルモノニアラザルナリ。

然ルニ維新以後、欧米ノ学術、大ニ我邦ニ興リ、百般ノ事物、頓ニ其面目ヲ改ムルニ及ンデ、世人多クハ旧習を厭ヒ、古風ヲ脱シ、争ヒテ新奇ヲ求ムルノ極、遂ニ忠孝彝倫ノ教ヲモ陳腐ナリトシ、反リテ之レヲ軽侮スルニ至ル。是レ自家ノ立脚点ヲ忘却スルノモノナリ。……（中略）……維新以後ハ、智育ハ前代ニ凌駕シテ進ムノ勢アリト雖モ、徳育ハ之レニ反シテ日ニ以テ衰退スルノ状ナシトセズ、是レ世人ガ忠孝ノ教は、如何ホド新奇ノ学術興ルモ、毫モ改変スベキモノニアラザル所以ヲ知ラズして、各々其学ブ所ニ偏して、邪路ニ迷フニ因ルナリ。……（中略）……忠孝ノ教ハ狭隘ナルガ如クニシテ狭隘ナラズ、若シ拡充シテ之ヲ論ズレバ、人倫交際ノ全局面を貫穿スルモノナリ。孝ハ即チ敬愛ニシテ、忠ハ即チ孝ノ変形ナリ。是故ニ忠孝ノ教ハ即チ敬愛ノ教ニ外ナラズ、敬愛ノ二字ハ実践倫理ノ要点ヲ含有スルモノニシテ、時トシテ処トシテ適応スベカラザルコトアルナシ。是故ニ忠孝ノ教ハ古今不変、東西一貫ト謂フベキナリ。(17)

これに並び、わが国の歴史に基づく「忠孝」を強調した徳育の中核を明示したのが、今泉定介の以下の一文である。井上の衍義書の公刊から二ヵ月後に今泉は『教育勅語衍義』を出版した。おそらく井上の衍義書を読み、特に「忠孝」の解釈に納得ができなかったものと推察できる。「国体の精華」を「忠孝」に置き、その実証的根拠を国史の中の記述に求める歴史的手法を用い、日本固有の「忠孝」が強調されている。つまり普遍的徳目ではなく日本固有の特殊的徳目である点の啓蒙の意図が見出されるのである。

支那にては……（中略）……殊に臣には忠義をつくす務あれども、民は只租税を納むるのみにて、別に忠義を盡す務なしと定めたり。されど、わが国のならわしは、大いにこれに異るものあり。そのわけを如何にと云ふに、我が国の君民は、もと同じ一族より出でたるものにして、吾等の先祖を尋ぬれば、大かたは、皇族の御家より出でたるものか、又は御祖先の大業を助け奉りし諸神の末ならざるはなし。中にも、朝鮮また支那人の子孫あれど、これ等も皆吾が国の風儀に化せら

れて。共々に朝廷に対して、忠義一途を旨とし来れり。……（中略）……
我が国は、……儒教いまだ渡来せず、忠孝などいふ名も伝はらざる時より、既に忠孝の実完くして、その道のよく行われたること、支那西洋のたぐひにあらず。さて又教育の事は、人の道を守らしむべき事を旨とするものなれば、第一に忠孝の道を教へて、君と親とによく仕へしむるを肝要とするなり。吾等皆よく忠孝の民たらば、求めずして国も治まり。世も安かるべし。[18]

井上毅自身が原文を記述したのではないが『勅語衍義（井上毅修正本）』において、今泉氏と同様な「忠孝」の徳の理解が示される。とりわけ以下の井上毅の修正箇所に、彼独自の「忠孝」の見解が明示されている。

教育勅語第一段落：朕惟ふに我が皇祖皇宗国を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世世厥の美を済せるは此れ我が国体の精華にして教育の淵源亦実に此に存す

原文の解説は次の通りである。

「太古の時に当り、瓊瓊杵命、天祖天照大御神の詔を奉じ、降臨せられてより、列聖相承け、神武天皇に至り、遂に奸を討じ逆を誅し、以て四海を統一し、始めて政を行い民を治め、以て我が大日本帝国を立て給ふ。因りて我邦は神武天皇の即位を以て国の紀元と定む。神武天皇の即位より今日に至るまで、皇統連綿、実に二千五百五十余年の久しきを経て、皇威益々振ふ。是れ海外に絶えて比類なきことにて、我邦の超然万国の間に秀づる所以なり。然れども是れ元と皇祖皇宗の徳を樹つること極めて深厚なるにあらざるよりは、安んぞ能く此の如く其れ盛なるを得んや。」

これに対し井上毅の修正は以下の通りである。

「神武天皇皇国を肇め民を治め、我が大日本帝国を定めたまへるの後、歴世相承け、以て今日に至るまで、皇統連綿、実に二千五百五十余年の久しきを経て、皇威益々振ひ、皇徳益々顕はる、是れ海外に絶えて比類なきことにして、我邦の超然万国に秀づる所なり、蓋皇祖皇宗の徳沢深厚なるにあらざるよりは、安ぞ能く此の如く其れ盛なるを得んや。」

井上毅は皇祖を神武天皇とし、皇宗を歴代天皇と定めている（「梧陰存稿」（小橋某に答える書）にも明記）。これにより神話的な神代に関する数多の論争を禁じる効果を生み出し、史実からの開始を踏まえたことを表明していることになる。また「忠孝」に関しては井上哲次郎の解釈を非難し、次のような修正意見を残している（『井上毅伝史料篇補遺第2』：「梧陰文庫Ⅱ—四五九」）。

我が臣民の一段は勅語即ち皇祖皇宗の対一股（むきあい）一文にして、臣民の祖先の忠孝の風ありしことを宣べるなり、故に維新の攘夷諸士を此の例に引くは古今の別を混するの嫌あり、削るべし、何故なれば云々以下九行暁るべきなり迄削るべし、何となれば行文冗長の失あるのみならず、其の君道を論ずる処、全く勅語の本文に関係なし、是れ衍義の体に非ず。

なお、「臣民の祖先の忠孝の風」に関しては、臣民の祖先が、国の始まりの時からして常に忠孝実践の事実を積み上げ、史実としての伝聞があったことを意味し、わが国固有の意義をもつ「忠孝」なのである、と主張しているのである。さらにこの部分の補遺として以下の佐藤雉鳴氏の「教育勅語異聞」の記述が、その内実をよく説明している。

井上毅が「本居宣長はいかばかりの書をよみたりしか、彼人の著書をよむごとに敬服にたへず」と述べたことを、助手格の小中村義象が「梧陰存稿の奥に書きつく」に記している。その本居宣長の『直毘霊』にはこんな文章がある。

いはゆる仁義礼譲孝悌忠信のたぐひ、皆人の必ズあるべきわざなれば、あるべき限リは、教へをからざれども、おのづからよく知リてなすことなるに、かの聖人の道は、もと治まりがたき国を、しひてをさめむとして作れる物にて、人の必ズ有ルべきかぎりを過ギて、なほきびしく教へたてむとせる強事（シヒゴト）なれば、まことの道にかなはず

また『くず花下つ巻』では、礼儀忠孝の類、今は教へをまたずして、人々よくすることの如くなりぬるは、云々という問いに対して、「異国聖人の道いまだ入リ来らざりし以前は、殊に礼儀忠孝の道も全くして、世はいとよく治まりし事は、難者はしらずや」と答えている。仁義礼譲孝悌忠信などの徳目は人として当然備わっているもので、異国（支那）聖人の道が伝わる以前から我が国はよく治まっていたのだということである。「礼儀忠孝等の類は、必万人皆しらでは叶はぬ事」であるから「かの諸匠諸芸などの如く、その職の人のみ知て可（ヨ）きたぐひと、一つに心得あやまれるもの也」とも述べている。仁義礼譲孝悌忠信などは理論理屈で打ち立てるものではないということだろう。(19)

四　教育勅語と水戸学

水戸学と教育勅語との関係についての流布説があるが、(20)どの点に関係性が認められるのかを再確認してみたい。関係性のその一は、教育勅語に「億兆心を一にして」との表現があるが、それは会沢著「新論」と同じ表現であり、そ

の二は、「弘道館記」の四綱目である「忠孝一致」、「文武一致」、「学問事業一致」、「神儒一致」が教育勅語本文に散見でき、その三は、「弘道館記」の論旨が幕府肯定部分を除外すれば、教育勅語の文面に類似している、と伝えられている。即ち、「弘道館記」の文中にある「斯道」、「国体」、「忠孝无二」、「文武不岐」、「学問事業不殊其効」、「集衆思宣群力以報」等の言辞や趣旨は、教育勅語の文面に取り込まれていると云える。

さて前期水戸学で展開された『大日本史』の編纂事業から確立した学風は、朱子学中心の儒教風歴史観であり、その内実は尊王・敬幕という二中心点を持つ楕円思想である。これに対し後期水戸学は、寛政年間以降の国家的危機を解決する策定を中心とした学風に変容した。即ち、内憂問題としては、水戸藩の財政危機、藩内農村の窮乏、武士道の弛緩等があり、外患問題としては、日本沿岸に接近し上陸を試みる露国、英国の脅威に対しての問題解決の学の成立が急がれ、内憂外患の解決という二中心点の楕円策が、承前の楕円思想の上に重ねられたのである。

そのような状況に対応する学問として、彰考館総裁の藤田幽谷は彼の著『正名論』において、国内の結束強化策として尊王論を展開した。即ち「幕府、皇室、を尊べば、すなわち諸侯、幕府を崇び、諸侯、幕府を崇べば、すなわち卿・大夫、諸侯を敬す。それ然る後に上下相保ち、万邦協和す」という「忠」の在り方を明文化した、所謂、名分論に基づく秩序安定の道徳を説いた。

続く会沢正志斎は、水戸の大津浜に英国水兵上陸事件に刺激され、一層の国家意識の統一の必要を感じ『新論』を書き、「億兆、心を一にして、皆其の上に親しみて離るるに忍びざるの実こそ誠に恃むべきなり」と訴え、威力服従ではない我が国の天祖の御子孫の四海君臨体制を例示して、さらに誰も皇位を狙うことがなかった理由を、わが国の歴史における君臣の義と父子の親という恩愛の極致の一致に求めた。[21] 要は日本固有の「忠孝」が皇統連綿の「国体」を実現させたと述べたのであった。

このような我が国を守備するための策について、内政改革として士風作興、奢侈禁止、民生保障、人材登用の四項目の整備、「攘夷」実行のための軍令改革として驕兵整備、兵員増大、精兵訓練の三項目の実施、以上の基盤としての藩富強化、全国の守備分散化、そして万世の長久策としては祭政一致を会沢は説いた。それは「本家を敬うのは一族の始祖を尊ぶことであり、もろともに和合して君侯の令を守り、幕府の法に従い、朝廷を奉じて天祖に報ずるのは、われらの父祖の志を継承することである」[22]という報本反始の精神であり、五倫実現の基盤とされた。

なお補足として「億兆心を一にして」とは、「正志斎は天皇の営む神道行事を、民衆教化の核心として提起する。そのためには、天皇の祭祀を重視するとともに、民衆が素朴に行っていた神道行事なども、天皇のもとに体系化することを説いた。かくすることによって、日本人の心は統一されると説くのである。それは当面した異国船を打払うための攘夷にとどまらず、天皇のもとに世界秩序を打ち立てるための力の源泉として説かれた」というのである。[23]

さらに藤田東湖は、水戸学の中に国学を導入し『弘道館記述義』を著わし水戸藩校「弘道館記」の解釈を説いた。彼はその著の中で「斯道」の始まりについて「祖先を祭る道と親に孝敬をつくす義とは天照大神に始まっている」と説き、「国体」については「皇統連綿として栄えること天地とともに無窮」、「穀物が豊富なため千五百秋瑞穂の国の称があり、武備がよくそなわっているため細戈千足の国の名称がある」ことを内実としていると説き、「忠孝无二」については「忠と孝とは名分の教えの根本であり、臣としてまた子として守るべき最大の節目であり、忠と孝とは経路は異なるけれど帰するところは同じである。……己の真心をつくすという点においては同一である」と説き、「文武不岐」については「神々は武によって国家を建設したもうたが、しかし文もまたおのずからその中に含まれていた。……皇族や臣下のものたちもよく文によって衆民をなつけ、またよく武によって敵を威圧せられた・・・文武を別々のものと見なし。一方を学ばないことは。もっともよろしくない」と説き、「学問事業不殊其効」については「学とは道を学ぶことであり、問とは道を問うことであって、事業というのは、その道を実地に行うことをいう。……学問と事業を一にするのがむずかしいというのは多くの理由によるが、もっとも大きい弊害が四つある。「実践躬行を怠る」こと。「実用的学問をしない」こと。「型どおりの考えに拘泥する」こと。「情勢に応じすぎる」ことの四点である」と説き。「集衆思宣群力以報」については「天下は広大なものである。これを治めるにはかならず天下の賢者、天下の能力者を任用し、知者はその知能をつくし、勇者はその力を奮い、上下一体、水ももらさぬ連繋を保ってこそ、鴻業を永遠に維持することができるのである」と説いた。[24] このような神儒調和の解説により一層の尊王意識が醸成されたのであり、教育勅語の忠孝の概念に対する原典の観を感得できる。要は、各人の忠孝中心の尊王意識への喚起の訴えが、『弘道館記述義』の解釈文に満ち溢れていることを見逃してはならないと思う。

おわりに

我が国の近代教育の目標は、前述したように欧米模倣の徳育から脱し、徐々に日本的な内容に変化してきたが、単に江戸期の儒学的徳目の復活でもなく、文明開化に迎合したものでもないことが、数多の先哲における諸見解から明らかとなった。それは王政復古の精神を中軸として、伝統学派の鬩ぎ合いによる侃諤の論議の結果、維新から二十年以上も経って「忠孝」を基本徳目とした教育勅語の中で開花したのである。なお、教育勅語編纂の関係者には水戸学の影響者が多い。その影響の痕跡について、流布説を参考に、実際の教育勅語の文面から探り、『弘道館記』、『新論』に類似の精神、言辞、文意が潜在していること、及び本稿の目的である「忠孝」の徳目重視を再確認できた。

現今の日本において、「忠孝」は封建道徳として一蹴されやすい社会環境にある。それに基づく「修身」もなく、精神教育も小手先の技術に走り、「大本」の理解のないまま、利己主義を隠蔽した「個人尊重」という麗しき名称が、適応不具合のまま大いに利用され、わが国の「大本」から人々を個々に解体し、人間疎外に陥らせている。しかし現実的には天皇制が存在している現状では、皇室への「忠」は現存しており、家族制が存在している現状では、父母への「孝」も現存している筈である。ただ利己主義に凝固した人々は、己の日常の周辺のみを実在世界と考え、狭小な世界観及び人生観を形成し、時間的にも過去を顧みず、空間的にも国家、社会さらには地域も顧みない日々を過ごす結果をもたらしている。

先行き不安の経済、社会、世界の情勢であるならば、今こそ教育勅語及びそれに連なる先哲の愛国の情を認めた文章に接し、固有な国史を知り、国家の危急を乗り切ろうとした先人の努力と「生きざま」を理解し、自己中心の狭小な意識を、前述した意味の「忠孝」の大志の実践を通し、自己脱却する自覚が大いに俟たれる今日である。

注

（1）肯定的評価：日本の伝統的道徳観が込められており、一種の模範となるものがあってもいいのではないか。鵜川昇によれば「『カトリックの倫理綱領と同じ』であり、『日本人としての根本倫理』を表したものと評価し勅語の講義を続けた栄光学園のグスタフ・フォス校長（神父）がいた。また、三重県伊勢市の私立・皇學館高等学校は教育勅語を教材の中に取り入れ、今尚生徒に暗証させている。否定的評価：第二次世界大戦末期に過剰な神聖化がなされた経緯もあり、思想や良心の自由を否定している。軍人の規律を説く軍人勅諭と同列のものであり、軍事教育や軍国主義につながり、教育の根本に天皇中心の

国体思想を据えた自体が問題である。また、勅語の徳目は「歴史的にこの国の民衆の間に形成されてきた通俗道徳項目に過ぎない」として、重要なのはそれらの徳目が「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」に集約され、「日本における道徳は、すべて天皇制の発展に寄与してこそ、はじめて意味を持つということになっていた」との批判がある。（ヤフージャパン『ウィキペディア』「教育勅語」参考、以下『ウィキペディア』と略す）

（2）『童蒙をしえ草』には、「性質姦しくして温順」でない母親が掲載されている。マケドニア国のアレキサンダー大王は、母親の慢心が「国家の大害を為さん」とする時でも、母の涙の一滴の方が大事だと思ったとある。

この事は「父母の心宜しからずして無理をいふとも子たる者はこれに堪へ忍びて尚も孝行を盡さざるべからず」事を説諭する例話である。（『ウィキペディア』参考）

（3）『泰西勧善訓蒙』は、緒言で一八六七年パリ刊行のボンヌの著の翻訳で、全三冊六編から成り、本書冒頭に「勧善学ノ大旨」とあり、「勧善学トハ人ノ務ノ学ニシテ其本旨人ヲシテ善ヲ行ハシムルニアリ」と述べ、西欧の倫理修身を紹介しようとした内容である。

この書の翻訳は、巻頭に名古屋藩知事徳川慶勝の署名と揮毫がある事から同藩の依頼による訳撰である。なお正編はボンヌで後篇はウィンスロウの原著とされている。（『ウィキペディア』参考）

（4）米国教育者David Murray（1830～1905）はニュージャージー州ラトガース大学で、米国駐在日本公使代表との質疑応答の際に岩倉使節団の注目するところとなり、「お雇い外国人」として明治六年来日し文部省に入省し、また東京大学、東京女子師範学校、同付属幼稚園で指導し、東京学士会館の創立・開設・整備等に尽力した。明治十二年一月帰国。（『ウィキペディア』参考）

（5）政府は維新後に対馬藩の仲介で朝鮮に対し、新政府発足の通告及び国交希望の交渉を開始したが、外交文書が江戸時代の形式と相違している理由で朝鮮側に拒否された。朝鮮では国王の父の大院君の政摂時代で、鎖国攘夷策を実行していた。明治三年二月、政府は佐田白茅、森山茂を派遣した。帰国後、朝鮮の対応を非難する征韓を佐田は建白した。そこで九月に、外務権少丞の吉岡弘毅を釜山に派遣し、さらに明治五年一月には、対馬旧藩主で外務大丞であった花房義質を派遣した。しかし頑強にこれに応じなかった朝鮮は、明治六年に入ってから排日運動の風を益々強化し、四月と五月に、釜山で官憲先導の日本商品ボイコットなどが勃発した。そのため日本国内において征韓論が沸騰した。明治六年六月閣議で改めて対朝鮮外交問題が採択され、参議板垣退助が閣議で居留民保護を理由の派兵を主張し、西郷隆盛は派兵反対の立場から、自らが大使として朝鮮に乗り込むと主張し、後藤象二郎、江藤新平等もこの西郷案に賛成し、同年八月に政府は西郷隆盛の使節派遣を決定するが、九月帰国の岩倉使節団の大久保利通、岩倉具視・木戸孝允らは時期尚早を理由に中止とした。太政大臣三条はそうした一連の収拾に困憊し病に倒れ、西郷、板垣等の征韓派は一斉に下野するという征韓論政変、所謂「明治六年政変」が起きた。（『ウィキペディア』参考）

（6）佐々木は、維新後は参議・司法大輔・侍補を務め、明治四年岩倉使節団の一員となり欧米各国を視察する。帰国後は宮中や元老院を舞台に谷干城・元田永孚等と共に「天皇親政運動」を展開主導し、明治天皇から「左右ニ陪シテ誠ニ進規ニ尽ス」の御沙汰を下賜された。藤博文等の要人排除に尽力し、明治十八年の内閣制度開始により閣外を去り宮中顧問官次いで枢密顧問官を務め、この間、宮中では明宮・常宮・周宮様方の養育係主任でもあった。明治二十三年、吉井友実や千家尊福等と神祇院の再興運動を始めたが意見採用はなく、同時に弘道会主催の西村茂樹等と敬神・尊王・愛国の道の思想普及に協力し、明治二十九年、経営状態の悪化した皇典講究所の第二代所長に就任し再建に努めた。（『ウィキペディア』参考）

（7）吉井は維新直後に参議に就任するが、西郷・大久保と諮りながら宮中改革案を密かに練りながらその実現の時を待った。彼は明治二年七月の官制改定で宮内省を設置し、卿に万里小路博房、大輔に烏光徳を充てた。その後、四年六月烏丸の大輔を罷免し、併せて万里小路を大輔に格下げし、九月に宮内卿に清華家徳大寺実則を充てた。七月に宮内大丞吉井は、十一月少輔に昇進し、徳大寺・万里小路葉の下でナンバー三となり宮内省の実務を行い、西郷の宮中改革の趣旨を戴し東京新宮廷の基礎作りに尽力した。（『ウィキペディア』参考）

（8）元田は実学を重視していたが、基本的には儒教道徳を「本」とし知識才芸を「末」と考え、国民教化の根源は皇室中心の伝統にあると主張した。したがって、文明開化を西欧の外圧による国体危機と認識し、さらに藩閥政治に対しては、忠義無き権道による皇室軽視の表れと強く非難した。彼は明治天皇を国民模範とすべきであると構想し、その模範に適応する儒教的な有徳君主に育成する事が、忠臣たる道であると結論づけ、その実現に貢献した。したがって、啓蒙主義者森有礼等が教育行政の長に立つことには強く反対し、森宛書簡の中で「孔子ノ教ハ吾国ニアリテハ君ヲ愛シ、吾父ノ子トナリテハ吾父ヲ愛シテ、孔子ヲ愛セルヲ以テ吾道ト心得ルヲ以テ日本ノ今日ニアリテハ忠孝ノ大道ヲ其時世々々ニ活用スルヲ以テ僕ノ学問トス」とわが国教育の本来的在り方を指示した。さらに元田は明治十七年に、『国教論』を公刊し、皇室への崇敬を「国教」化し、周知徹底して国民教育とする事を提案した。朱子学風の大義名分論を日本の現実社会に適合させ、修身及び治国の一体化を意図し皇室崇敬の「国教」化を目指した「政教一致」路線は、後になり「教育勅語」を通じた天皇制国家の確立によって日の目を見る。なお国粋主義者で保守派の井上哲次郎は、元田のそうした思想が、君臣道徳を偏重し国家理性を軽視するとの意見を有していた。（『日本朱子学派之哲学』：『ウィキペディア』参考）

（9）佐々木高行著『保古飛呂比』明治十二年六月二十五日の条を参照。

（10）佐野は、維新後に元老院議員となり、官職は枢密顧問官、農商務大臣、大蔵卿を歴任し日本赤十字社を創立した。（『ウィキペディア』参考）。

（11）九鬼は、維新後、文部少輔、明六社会員、帝国博物館初

代総長、貴族院議員、枢密顧問官を歴任し、特に美術分野に造詣が深く、文部省では福澤諭吉の文明開化主義に反対する伝統主義的な教育政策の実施者であった。（『ウィキペディア』参考）。

（12）倉沢剛著『教育令の研究』講談社、昭和五十年、四四頁。

（13）近代学校における道徳教育「修身」科の起源は、『教育聖旨』に遡って考察せねばならない。洋風尊重の文明開化の思潮批判が起こり、皇国思想への転換が意図させ始めたのは、明治十年代初旬であり、その方向に転換したのが、『教育聖旨』であり、「教学大旨」と「小学条目二件」で構成されている。「教学大旨」では仁義忠孝を明らかにすることが教育の本旨であり、維新後の洋風尊重の否定、儒教の教えの道徳教育の基本化が記されている。「小学条目二件」では、小学校で幼少の初めに仁義忠孝の道徳観を教え込ませる事の大切さが強調されている。後の明治十三年の「改正教育令」で小学校の教科の最初に「修身」科目を定めたのは、この「教育聖旨」の精神を具現化したものである。続いて明治十四年の小学校教則綱領が聖旨に基づいて一部修正して公布され、同年、中学校と師範学校の教則大綱も定められ学科の最初に修身が置かれた。また文部省は「小学校教員心得」を定め、教員に対し「尊皇愛国ノ志気」振起を説き、道徳教育の必要を強調、「学校教員品行検定規則」を定めて、同方策の周知徹底を図った。またこれと同時に教科書についても明治十三年三月省内に編輯局を開設し、新教科書の編集に着手し、「教科書取調掛」を設けて教科書調査を始め不適格な教科書の使用禁止を、府県に通達した。海

（14）戸田浩暁著『日本漢文学通史』（武蔵野書院、昭和五十三年、一三五頁）によれば、「一千数百年の長きに亙ってこの国土に培われて来た漢文学が、どうして一朝にして消滅し去るであろう。まして明治時代は前古に比類なき文運隆昌の時代である。永い間に摂取消化され来つた漢文学は、今や真に日本人の智となり肉となつて、一旦の模倣に非ざる真の漢詩や漢文が国民各層の中に生まれたのである。即ち漢文学の巨匠はおほむね詩社、文会を統率して創作や研究に従事し、後世に伝ふるに足る名篇佳什をぞくぞく発表したのであった。」とある。明治期の有名な漢文学者である川田剛は、『大日本編年史』の編纂に従事した重野安繹、私塾二松学舎を創設した三島中洲と共に明治の三大文章家と称せられた。なお重野の同僚の星野恒、久米邦武も漢学者に属する。つまり明治政府が西欧各国の文物の受容摂取に伴い、古き儒学系統の学問は衰退したが、西欧の学問研究を取り入れた「支那学」として漢学の再構築がなされ、漢文学分野では一時隆盛をみた。

（15）西村茂樹著『日本道徳論』岩波文庫、昭和四十八年、十四頁。

（16）『明治天皇紀』の中で、天覧に供された折り、「告げしめて曰く、斯の書修正の如くせば可ならん、然れども尚簡にして意を盡さざるものあらば、又毅（井上毅）と熟議して更に修正せよ」と天皇は仰せられている。また『井上毅伝』の「小橋某に答える書」には教育勅語に関して後宗臣・仲新・寺崎昌男著『教科書でみる 近現代日本の教育』（東京書籍、一九九九参照）

「注釈など無い方がマシでしょう」（原漢文）という文面もあり、文部大臣に就任した折り、井上毅の「修身教科書意見」の中で、上奏された『勅語衍義』を「高尚に過ぎる」という理由で小学校修身書「検定不許」とした。要は、天皇は衍義案にご不満を示され、井上毅は私家版といえ出版された『勅語衍義』を否定したのである。この歴史事実について「教育勅語異聞」は以下のような問題点を指摘している。今後の衍義書研究の課題がそこに潜むので、あえて記事を紹介しておきたいと思う。以下は引用文。

（ア）天覧に供したものを内容が高尚過ぎるとはいえ「検定不許」は相当に厳しい扱いである。すくなくともここに井上毅のそれにたいする評価が歴然と存在する。ほかにも解説書はあるのだから敢えて「検定不許」の必要はない。採用する方は程度にあったものを選択すればよいことである。

（イ）天皇の「毅と熟議せよ」は井上毅の修正案が充分反映されていないことへのご不満と考えて妥当だろう。ご不満の部分とはどこか。

（ウ）当初芳川文部大臣は検定を受け教科書とするつもりであったが、結局『勅語衍義』は井上哲次郎の私著として出版された。この変更は天覧のあと、井上毅と熟議をせず、「修正の如くせば可ならん」のにそれを実行しなかったためであることは容易に想像できる。この事実について「重要ではない事実」としてその理由をあげ、検討したものは見つけられない。

「教育勅語異聞」（www.zb.em-net.ne.jp/pheasants/chokugoibun.html）を参考。

（17）日本大学教育制度・精神文化研究所編『教育勅語関係資料　第一集』昭和四九年、五一八頁。

（18）今泉定介著『教育勅語衍義』（右同資料　第一集）五四〇～五四二頁。

（19）「教育勅語異聞」参照。

（20）「浅野和三郎の幼少時代　水戸学との接点」（http://homepage2.nifty.com/tokyo-silver-birch/sub5-E-2-2.html）

また『日本の名著』二十九巻付録「水戸学再考」の対談の中で、塙作楽氏は「教育勅語の思想的立場は『新論』ですね。教育勅語は明の太祖の勅諭と表現は似ていて、ことばづかいもそっくりなんですけれども、その精神構造、基調になっている精神は『新論』に近いですね。」「明治から大正にかけての県内の水戸学者たちは教育勅語の精神が『新論』や「弘道館記」の精神にのっとっていることを誇らしくいっていますね。」と述べている。

（21）橋川文三編『日本の名著』二十九巻、中央公論社、昭和六二年、二九七頁。

（22）同書、三八七頁。

（23）吉田俊純著『水戸学と明治維新』吉川弘文館、二〇〇三年、八〇頁。

（24）前掲書『日本の名著』二二二、二二五、二七九、二八二、二八三、二八七頁。

（佐野短期大学教授）